

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

1 日時

令和5年7月5日（水曜日）

午前10時1分開会、午後0時1分散会

（休憩 午前10時14分～午前10時17分、午前10時19分～午前10時20分、  
午前10時33分～午前10時35分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

菅野ひろのり委員長、高橋穂至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、  
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

阿部担当書記、菊池担当書記、千葉併任書記、柳原併任書記、石川併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 総務部

千葉総務部長、村上理事兼副部長兼総務室長、内城人事課総括課長、  
佐藤財政課総括課長、岩間特命参事兼調査担当課長、今野税務課総括課長

(2) 復興防災部

佐藤復興防災部長、大畑副部長兼復興危機管理室長、浅沼副部長、  
高橋企画課長、高橋特命参事兼放射線影響対策課長、北島復興推進課総括課長、  
戸田防災課総括課長、田端消防安全課総括課長、木村消防安全課県民安全課長

(3) ふるさと振興部

熊谷ふるさと振興部長、菅原副部長兼ふるさと振興企画室長、  
中村参事兼市町村課総括課長、藤原科学・情報政策室長、熱海地域振興室長、  
千葉地域企画監、大内企画課長、古川デジタル推進課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 請願陳情の審査

ア 受理番号第105号 社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等の  
ための地方財政の充実・強化を求める請願

イ 受理番号第107号 「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願

(2) 議案の審査

ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 第9款

イ 議案第2号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

ウ 議案第4号 岩手県県税条例の一部を改正する条例

エ 議案第5号 地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

オ 議案第6号 特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

カ 議案第8号 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

キ 議案第9号 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

ク 議案第15号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて

ケ 議案第18号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(3) 請願陳情の審査

受理番号第95号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願

9 議事の内容

○菅野ひろのり委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります。当委員会に付託された請願陳情3件のうち、受理番号第105号社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願及び受理番号第107号「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願については、当委員会及び環境福祉委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、環境福祉委員会との協議が必要となる可能性があることから、環境福祉委員会委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承をお願いし

ます。

初めに、請願陳情の審査を行います。今期定例会での請願の審査の取り扱いについて御説明いたします。6月13日の議会運営委員会でも説明がありましたが、通常、委員会での請願の審査に当たっては、採択、不採択、または継続審査のいずれとすることを決定しているところではありますが、本日の委員会は任期最後の委員会であり、継続審査にはできないことから、採決に当たっては採択、不採択、または結論を出さないのいずれかをお諮りし、決定することになります。なお、委員会において結論を出さないと決定した請願については、本会議では採決が行われず、閉会と同時に審議未了となりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、請願陳情の審査を行います。受理番号第105号社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願を議題といたします。なお、当委員会の付託部分は、請願項目のうち1及び3から7まででありますので、項目の1及び3から7までについて審査を行います。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 受理番号第105号社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願につきまして、お手元にお配りしております資料により説明させていただきます。

請願内容が複数部局の所管にまたがっていることから、私から項目の1番及び4番から6番について、復興防災部から3番、ふるさと振興部から7番について、それぞれ説明いたします。

まず、1の地方一般財源総額の確保と社会保障関係予算等の確保ですが、(1)のとおり、令和5年度地方財政計画において、地方一般財源総額について、前年度を0.2兆円上回る62.2兆円が確保されております。

(2)は、地方財政計画における給与関係経費についてです。給与関係経費は、前年度に比べて0.3%の減ですが、主な要因はポツの二つ目にあるとおり、地方公務員の定年引き上げの影響による退職手当の減等によるものです。職員数については、増となっております。

2ページをお開き願います。(3)の社会保障関係予算は、近年高齢化の進展等に伴い、関係予算、一般財源予算も増加傾向にあります。

(4)のとおり、令和5年6月の政府予算要望においても、社会保障関係費の増等を踏まえ、地方一般財源総額を確実に確保、充実するよう要望しております。

4ページをお開き願います。4の地方交付税の機能強化について、(1)の段階補正ですが、人口1人当たりの行政コストは規模が小さくなるほど割高となる傾向を踏まえ、ポツの二つ目にあるとおり、人口や世帯数に応じた段階補正を設けております。

5ページをお開き願います。(2)の地方交付税の法定率ですが、地方交付税法において、地方交付税の原資は国税の一定割合とされております。ポツの二つ目にあるとおり、地方

全体で著しい財源不足が生じた場合、法定率の変更等を行うことと定められておりますが、臨時財政対策債による財源手当は恒常化しており、県としても法定率の引き上げ等を提言しております。

6ページをお開き願います。(3)の諸手当等の支給水準に応じた特別交付税の減額措置ですが、期末勤勉手当等が国の支給割合や支給基準を上回る場合等に、特別交付税に関する省令の規定に基づき、当該団体の特別交付税の算定に当たり、控除するものとされております。ポツの二つ目にあるとおり、本県は諸手当等が国の支給割合や支給基準を上回っておらず、控除の対象とはなっておりませんが、県内の市町村では複数の団体が該当しております。

7ページをお開き願います。5の森林環境譲与税の譲与基準について、(1)が制度の概要ですが、ポツの二つ目にあるとおり、令和元年度から間伐等の費用として都道府県、市町村に対し、森林環境譲与税の譲与が行われております。

(2)は、譲与額等ですが、表にあるとおり、制度開始時の200億円から平年度化される令和6年度には600億円となる見込みです。

(3)は、譲与基準ですが、都道府県分については10分の5を私有林人工林面積を合算した面積、10分の2を林業就業者数、10分の3を人口により按分することとされております。

(4)は、本県への譲与額です。今年度は、県分約1.8億円、市町村分約13.4億円、令和6年度には県分約1.8億円、市町村分約16.4億円と見込んでおります。

8ページをお開き願います。6の会計年度任用職員について、(1)のとおり、制度は令和2年度に創設され、ポツの四つ目の最後のほうにあるとおり、地方自治法等の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるものとされております。

(2)のとおり、国においては令和2年度と3年度の地方財政計画において所要の措置が行われております。

本県では、(3)のとおり、令和2年度から任用を開始し、期末、退職手当の支給など、勤務条件の確保を行っております。

また、(4)のとおり、国に対し、勤勉手当の支給等に係る財政措置を要望しております。以上で説明を終わります。

引き続き復興防災部から御説明いたします。

**○北島復興推進課総括課長** 続きまして、請願項目3番の復興事業費総額の確保について御説明いたします。

説明資料の3ページをお開き願います。(1)のとおり、国が決定した復興の基本方針は、令和3年度以降5年間の復旧・復興事業の規模は1.6兆円程度、そのうち岩手県分としては0.1兆円程度と見込み、東日本大震災復興特別会計及び震災復興特別交付税制度について継続することとしております。なお、国から示された本県の事業規模は、本県及び市町村が必要と見込んでいる事業規模とおおむね一致しております。

次に、(2)のとおり、令和5年6月の政府予算要望において、国が決定した事業規模と財源の見通しに基づき、復興の推進に必要な予算を確実に措置するとともに、被災地の実情に応じた取り組みを継続するよう要望しているところです。

引き続きふるさと振興部から御説明いたします。

○古川デジタル推進課長 続きまして、請願項目7のデジタル化における自治体業務システムの標準化について御説明いたします。

資料の9ページをお開き願います。まず、(1)の地方公共団体情報システム標準化基本方針について、自治体の情報システムの標準化・共通化の目標時期は2025年度とされたところであり、地方自治体は、囲み部分の住民基本台帳などの基幹系20業務につきまして、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行を進めるとされているところです。

次に、(2)、地域デジタル社会推進費であります。令和7年度まで事業期間が延長されるとともに、令和4年度に引き続き、今年度も地方交付税の算定項目として措置をされています。

次のページをごらんください。特にマイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取り組みに係る事業費分として、地方交付税の枠が500億円増額されております。事業名としては、資料に記載のとおり、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取り組みとして、高齢者などの住民を対象としたデジタル活用支援、マイナンバーカードを利活用した取り組みとしては、各種証明書のコンビニ交付サービスなどが挙げられております。

次に、(3)、戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加についてです。先般、マイナンバー法等の一部改正法が公布され、戸籍、住民票等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することになったものであります。

なお、米印の部分ですが、振り仮名の追加に係る市町村等のシステム改修等の経費につきましては、国庫補助により措置される見込みであり、次のページの中段の囲み部分ですが、補助金適正化法の規定に基づき、国の補助金の交付事務を都道府県事務とする際の事前の同意手続きにおきましても、総務省からその旨が通知されているところです。

続きまして、(4)の本県の対応についてであります。自治体の情報システムの標準化・共通化につきましては、国から示されました自治体DX推進手順書に基づき進めているところであり、県としてはこの手順書に対応し、デジタル化の推進に向けた庁内のDX推進本部や、産学官金で構成するいわてDX推進連携会議の行政デジタル化部会において情報共有を図りながら、標準化に関する勉強会の開催や専門人材間でのネットワークを構築し、情報を共有するなど、標準化に係る市町村の取り組みを支援していきます。

次のページをお開き願います。なお、標準化・共通化に係る支援につきましては、国に対し令和5年6月の政府予算要望において、地方公共団体の実情を踏まえた技術的・財政的支援の充実・強化、地方財政措置の恒久化、デジタル技術を活用して地域課題解決を図ることができる人材確保に係る総合的な調整、人材育成を含めた財政的支援の充実・強化

を要望しているところですが、今回の氏名の振り仮名の追加に係るかかり増し事務につきましては、市町村の意向を伺いながら、国に対して必要な要望を行っていきます。以上で説明を終わります。

○菅野ひろのり委員長 それでは、本請願に対し、質疑、意見はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、なければ本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取扱いは、いかがいたしますか。意見表明がある方はあわせて御発言もお願いいたします。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 採択という声がありましたが、ほか、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 採択との御意見がありました。

それでは、採択ということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、再開いたします。

先ほど採択と決定いたしました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、環境福祉委員会と共同で今定例会に委員会発議することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、環境福祉委員会でも採択ということでしたので、ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、ただいま配付いたしました意見書案について御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 なしという声がありましたが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、暫時休憩いたしますので、お待ちください。

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、再開いたします。

環境福祉委員会においては、修正なしということをございました。皆さんのほうでほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認め、意見書は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

以上をもって受理番号第 105 号社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願の審査を終わります。

次に、受理番号第 107 号「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願を議題といたします。なお、当委員会の付託部分は、請願項目のうち 2 ありますので、項目の 2 について審査を行います。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○古川デジタル推進課長 受理番号第 107 号「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願でございます。

本委員会に付託された請願項目の 2、トラブルの全容説明を行い、解決策が示されるまではマイナンバーカードのシステム運用をとめることに関し御説明申し上げます。

資料の 1 ページをごらんください。まず、1 のマイナンバーカードにおけるトラブルの発生状況についてであります。国ではコンビニ交付サービスにおける住民票の誤交付など、九つの事例を主なものとして公表しているところでございます。また、全国保険医協会連合会が公表している医療機関等における主なトラブルの事例についても二つ挙げております。

次に、2 の国における対応状況について御説明いたします。まず、(1) のマイナンバー情報総点検本部の設置であります。国ではマイナンバーをめぐるトラブルに対応するため、6 月 21 日にマイナンバー情報総点検本部を設置し、1 回目の会合を開催しました。会合での概要でございますが、ポツの二つ目をごらんください。今後の総点検の基本的な進め方として、健康保険を含むマイナンバーとのひもづけを行っている各制度につきまして、7 月中に現状のひもづけが適切に行われているかを確認し、総点検が必要な場合と判断されたときは、原則、秋までに全データの点検、修正、情報漏えいの有無の調査を実施することとされています。

2 ページをごらんください。次に、(2)の総務省の対応状況です。総務省では、新型コロナウイルス感染症対策・デジタル化推進等地方連携推進本部を開催し、新たな業務としてマイナンバーの紐付けに関する総点検の推進を位置づけました。その上で、各地方公共団体からの課題を丁寧に伺いながら、各省庁と連携して円滑に進むように尽力するとされたところです。

続いて、ポツの二つ目ですが、マイナンバー制度に関しては、ひもづけ誤り以外にも顔写真の誤り、誤交付など不適切な事案が発生していることから、6月27日付の通知でその注意喚起についても行ったところであります。

最後に、3の本県の対応です。総務省の通知を受け、全市町村に対して周知を行ったところですが、引き続き国の動向を注視しながら、必要な対応を取っていく考えでございます。以上で説明を終わります。

○菅野ひろのり委員長 それでは、本請願に対し質疑、意見はありませんか。

○関根敏伸委員 執行部に1点お伺いしますが、当委員会に付託されている部分は、2の解決策が示されるまではマイナンバーカードのシステム運用をとめるということですが、仮に現在のシステム運用がとまった場合、想定される課題やトラブルなど何か不具合はございますでしょうか。

○古川デジタル推進課長 マイナンバーカードのシステムをとめることについて、マイナンバーの制度自体でございますが、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人物であることを確認するための基盤として、国及び地方の行政分野における多くの事務で使用されているところでございます。したがって、マイナンバーのシステム自体をとめるというのはなかなか難しいものと認識しております。

ただ、マイナンバーカードの発行については、やめることもできなくはないのかもしれませんが、本人確認をするための認証の電子証明が入っており、同じようにその基板が使えなくなるので、発行をとめるというのもなかなか難しいものと認識しております。

○藤原科学・情報政策室長 マイナンバーカードをとめるという内容の御質問かと思えますけれども、現在、医療機関で保険証等として使われておりますし、税の関係でマイナンバーカードで実際に使用されている状況もございますので、その部分をとめるのか、全部をとめるのかによって少し影響が変わってくるかと思っております。

○工藤大輔委員 さまざまなトラブルの発生状況について説明をいただきました。県内の状況をお伺いしたいのですが、県内でどのようなトラブルが起こっているか。また、自治体のほうでもその改善に向けてどのような取り組みを行い、現状どうなっているか、把握している部分についてお知らせください。

○古川デジタル推進課長 これまでの県内におけるマイナンバー関係のトラブルでございますが、県で把握しているものは、盛岡市における公金受取口座の登録誤り1件でございます。こちらにつきましては、実際に公金の受け取りが行われる前に、すぐ修正したた



め、被害は出ていないものであります。

改善についてでございますけれども、先ほど総務省からも通知が出されたように、本人確認と、マイナンバーと各制度のひもづけをする際の確認事項の遵守が求められておりますので、各市町村においてその手順を遵守して再発防止に努めているところと認識しております。

○工藤大輔委員 では、確認ですけれども、県内ではこの問題について大きな問題にはなっていないという認識でよろしいですね。

○古川デジタル推進課長 件数の多い少ないではなかなか判断ができない部分ではございますが、大きな問題にはなっていないと認識しております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方はあわせて御発言願います。

○関根敏伸委員 最後の常任委員会で結論の先送りはできないということだと思います。私の問いかけについて、全システムをとめることはなかなか難しいだろうという御答弁だと思いますが、今は健康保険証を持ちながら、マイナンバーにひもづけされた新たなシステムが動き出しているという並行の状況でありますから、システムをとめることが全てできないということでもない。今ある制度をうまく利用しながら、現システムの弊害に対する対応策をいろいろと考えていくことは可能なのではないのかと私は受けとめたわけです。

そう考えたときに、県内のトラブルの状況については今お話がありました。全国的には、まさに今大問題になっている状況でございますし、5月中旬で45万枚が返納されているということです。6月に入っても次々とトラブルが判明してきておりますので、これは相当な枚数に上るのだらうと思います。加えて、マイナンバーカードの利活用の目的は、住民サービスの向上でありますので、住民サービスが今混乱している状況の中で、今のシステムをこのまま進めていくことは、結果的に住民サービスの向上という方向には行かないのだらうという気がしております。まさに今、国では総点検をしておりますし、内閣総理大臣も8月初旬、中旬までには中間報告をしっかりと行い、国民の不安を払拭するための措置が完了することが大前提ということを示されております。また、ここにあります共同通信の世論調査や読売新聞などでも調査されていますが、ほぼ7割の国民が現在の制度に関して不信感を持っていることは明らかであります。そういったことを考えたときに、このまま期限ありきで現在の状況を突っ走ると、先ほど申し上げたとおり逆に住民サービスの向上にはつながらない可能性が出てくると私は思います。

加えて、岩手県保険医協会からあった中で、例えば健康情報や医薬品の投薬情報などにひもづけされているときに、誤って他人の投薬情報が伝わって、間違った薬を処方した場合のアナフィラキシーショックのことも触れられておりますが、これは本当に重大な健康被害につながりかねないのではないかと思います。

そういった意味では、このシステムの運用をとめることについて、全部ではないということ的前提を立てば、さまざまな知恵の出し方があるだろうとっておりますので、ここは冷静に国民の世論の流れも踏まえながら、県議会としては採択すべきと思います。

○高橋穂至委員 タイトルは健康保険証とのひもづけから来ているのですが、このタイトルに乗じてといたしますか、要はマイナンバーカードのシステムをとめることが当委員会にかかっていることをございまして、当局からお話があったとおり、今さまざまな部分で動いているものを一つの部分があったからとめてしまえというのは少し乱暴な話ではないかと思えます。

目的とする効果を発揮するためにも、まずは解決策についてしっかりと検討し、マイナンバーカードそのもののシステムをとめるというのは反対ですので、不採択ということで表明します。

○菅野ひろのり委員長 採択、不採択と御意見ありました。ほかにございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立少数であります。

よって、本請願は不採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、再開をいたします。

以上をもちまして、受理番号第107号「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願の審査を終わります。

この審査については、我々のほうで審査をして、環境福祉委員会にその結果をお伝えするというので、特に意見書はありませんので、以上で終了となります。

○菅野ひろのり委員長 それでは、次に議案の審査を行います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入第9款を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、原油価格、物価高騰対策として、中小企業者等の事業継続や賃上げの環境整備に向けた設備投資等への支援、保護者等への価格転嫁が困難な教育旅行を受け

入れる宿泊施設への支援に必要となる予算を計上したものです。

議案（その1）の1ページをお開き願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億7,264万1,000円を追加し、補正後現計を7,776億3,272万4,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから3ページの第1表のとおりであります。これにつきましては予算に関する説明書により御説明いたします。

予算に関する説明書の3ページをお開き願います。9款国庫支出金につきましては、各種事業の補正に伴うもので、2項国庫補助金は13億7,264万1,000円の増額でございます。

歳出につきましては、当委員会の所管に係るものはございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○千葉地域企画監 議案第2号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の1ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

本条例は、平成12年に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正により、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理することができることとされたことを受けて、同年に施行したものであります。

それでは、今回の改正条例案について御説明いたします。まず、1、改正の趣旨及び2、条例案の内容についてですが、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴い、新たに教育委員会の権限に属することとされた特例受給権者に係る収入の状況の届け出期限の決定に係る事務を盛岡市が処理することとするともに、あわせて所要

の整備をしようとするものであります。

次に、3、施行期日であります、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第4号岩手県県税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の4ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、地方税法の一部改正に伴い、心身障がい者を多数雇用する事業所の事業主が、助成金の支給を受けて一定の事業用施設を取得し、当該取得の日から引き続き3年以上事業の用に供した場合に、不動産取得税の税額を減額する特例措置が廃止されたことから、本条例で引用している条項に移動が生じたため、所要の整備をしようとするものであります。

3の施行期日等ですが、この条例は公布の日から施行し、所要の経過措置を講ずるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第5号地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の5ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、地域経済牽引事業の促進区域内において、県税の課税免除の適用対象となる地域経済牽引事業のための施設の設置期限を令和7年3月31日まで延長しようとするものです。

3の施行期日等ですが、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであり、所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第6号特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の6ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一

部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、東日本大震災津波の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

3の施行期日等ですが、公布の日から施行し、所要の経過措置を講ずるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 対象となる事業者はどのぐらいあるか、お知らせいただきたいと思っております。

○今野税務課総括課長 令和4年度の課税免除実績でございますけれども、330件、税額で14億353万7,000円となっております。

○城内よしひこ委員 被災した事業者の方々には、普通の課税になる影響等を既に説明していると思うのですが、どのように受けとめているか、反応をお伺いしたいと思います。

○今野税務課総括課長 事業者については復興防災部で承認等を行っているものでございまして、課税免除に当たりましては、施設等を取得された場合に県税サイドでこういう減免制度があるということを説明した上で、対象となる方については申請を受けて、免除するようにしております。

○城内よしひこ委員 減免措置がされるだろうという方々は何件ぐらいあるのですか。申請等の手続をしている方々について、捉えていらっしゃると思うので、お願いします。

○今野税務課総括課長 申しわけございません。今後、どのぐらいの事業者がということですが、そこまでは把握しておりませんが、大抵の事業者は既に申請し、承認を受けられていると思いますので、今後はそんなには多くないものと認識しております。

○城内よしひこ委員 被災地沿岸部の事業者、特に基幹産業である水産業関係の方々はまだまだ厳しい状況下にあるわけでありまして、その辺の説明を含めて丁寧に進めてほしいと思いますので、その点について要望し、終わります。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○吉田交通部長 議案第8号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その2）の10ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

初めに、1の改正の趣旨についてであります。道路交通法の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習について手数料を徴収するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。道路交通法の一部改正により、いわゆる電動キックボード等のうち、大きさが普通自転車と同程度であるなど、一定の基準に該当するものを特定小型原動機付自転車と定義する規定が制定されまして、さらにこの特定小型原動機付自転車の運転に関し、一定の違反行為を繰り返す者に対する講習に関する規定が定められたことから、これに伴い同講習に係る手数料を新たに徴収するとともに、項ずれを調整するため、所要の整備をするものであります。

3の施行期日につきましては、本条例の公布日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○吉田交通部長 議案第9号高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その2）の12ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

初めに、1の改正の趣旨についてであります。本条例における信号機等の基準につきましては、これまでも通称バリアフリー法と呼ばれております高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、国家公安委員会規則の基準を参酌して定めておりましたが、このたびの道路交通法等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。道路交通法及び同施行令の一部改正に伴い、国家公安委員会規則におきまして、歩車分離式信号の表示する歩行者用青信号に従って道路を横断することができる交通主体に、新たに遠隔操作型小型車及び特定小型原動機付自転車が加えられたことから、条例についても同様に改正しようとするものであります。なお、今回の改正により歩車分離式信号の仕様そのものが変わるものではないかと存じます。

3の施行期日につきましては、本条例の公布日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○城内よしひこ委員 歩車分離式信号は県内にどのぐらいつくられる想定なのでしょうか。

○吉田交通部長 まず、本交通安全特定事業計画で策定済みの盛岡駅及び一ノ関駅周辺につきましては、歩車分離式信号は、盛岡市の2カ所に信号機が設置されております。

○城内よしひこ委員 そのほかの広がりも想定しているのでしょうか。盛岡市2カ所と、一関市1カ所以外はないということでしょうか。

○吉田交通部長 条例に基づいて重点整備地区が定められておまして、現在までに盛岡市、一関市、宮古市でこの重点整備地区が定められております。この中で、先ほどお話がございました歩車分離式信号が設置されているのが盛岡市の2カ所でございます。今後関係市と連携し、信号機の設置についても検討してまいりたいと考えております。

なお、宮古市のうち、宮古駅及び八木沢・宮古短大駅周辺につきましては、令和3年3月に重点整備地区が定められたことを受けまして、現在計画を策定しているところでございます。

○工藤大輔委員 今回の歩車分離式信号に関連してお伺いしたいのですが、この歩車分離式信号は巻き込み防止など、事故をかなり軽減させる効果があるということで、たしかその裁判所前のものが県内最初の導入例だったと思っておりますが、その効果を考えれば、やはり交通量や歩行者の多い信号においては、ふやしていくべきではないかと思っております。最初の導入からかなり年数がたちながら、意外と広がりが進んでいないと今の答弁で思ったのですが、交通事故を軽減するためにぜひ積極的に進めてほしいものだと思うので、今後の基準として、例えばどのぐらいの人数が利用する交差点であれば導入される基準になっていくとか、あるいは進める上で予算の関係や周辺の工事が必要な部分も出てくると思っておりますので、今後の方針についてももう少し詳しく答弁をいただきたいと思っております。



○吉田交通部長 今工藤大輔委員からも御指摘がございましたけれども、県警察としても歩車分離式信号は、歩行者の交通事故防止に効果が高いと認識しております。歩車分離式信号の導入についてでございますけれども、歩車分離式信号は人対車両の事故防止に高い効果がある一方で、車両への青時間の配分が減るため、渋滞の発生や信号待ちの時間が長くなるなど、円滑な交通への影響も懸念されますので、導入に当たりましては交通流量や歩行者事故の発生状況の実態、また、適切な分離方式の選定等、信号サイクルの調整等による渋滞の回避、緩和の可能性、それから影響を受ける地域住民や交通利用者のニーズ等を総合的に勘案し、真に効果的な場所を選定した上で整備を推進してまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 その理由は、よくわかります。技術的な渋滞緩和というのは、そうでないところでも渋滞するし、時間帯によっては渋滞します。さらに信号の時間設定の仕方は、どの地域も課題はあると思います。しかし、やはりその効果を考えると、自転車やバイクの巻き込み事故はかなり軽減されるものではないかと思いますので、例えば年に1、2カ所などふやしていけるような形で要望等もしていただきながら、交通安全対策を進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋特命参事兼放射線影響対策課長 議案第15号あっせんの申立てに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）18ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、お手元に配付しております説明資料により御説明させていただきます。

まず、1の提案の趣旨でございますが、東日本大震災津波に伴う原子力発電所事故による損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センターに対しあっせんの申し立てを行うため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、2のあっせんの申立先であります。あっせん先である原子力損害賠償紛争解決センターは、事故被害者から原子力事業者である東京電力に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関でございます。

次に、3の申立ての趣旨であります。平成30年度から令和3年度までに放射線影響対策に要した費用の損害のうち、東京電力が賠償金の支払いに応じないものについて、同社が賠償を行うようあっせんに求めるものでございます。

次に、4のあっせん申立額であります。下の表にありますとおり、平成30年度から令和3年度までの損害として、東京電力に対し損害賠償請求を行った額、A欄4億268万円余から、これまでに同社が支払いに応じた額、B欄2億9,936万円余や、直接交渉により今後支払いが見込まれる額、D欄2,059万円余を除いた8,272万1,465円及びこれに対する遅延損害金について、あっせんの申し立てを行おうとするものでございます。なお、今後申し立てまでの間に賠償金の一部支払いに合意した場合には、これを除いた額で申し立てを行うものでございます。

最後に、5のあっせんに申し立てる理由であります。県は、東京電力に対し、原発事故による放射線影響に要した費用の賠償について交渉を重ねてまいりましたが、東京電力との直接交渉ではこれ以上の進展が期待できないと見込まれることから、和解のあっせんに申し立てるものであります。

次のページには、今回の申し立てにおける申立見込額の年度別内訳及び経費別内訳、加えてこれまで3回の申し立てにおける申立額、和解額等と第3次申し立てに係る和解内容を参考として記載しております。申し立てに当たりましては、これまでと同様、市町村と協調して行うこととしており、市町村の議会における審議を待つて7月下旬に行う予定としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めるこ

とに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○長谷川警務部長 議案第 18 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについての概要を御説明申し上げます。

議案（その 2）の 21 ページをお開き願います。21 ページでございます。説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

1 の提案の趣旨についてであります。令和 5 年 4 月 16 日、九戸郡軽米町大字軽米地内で、県が管理する警察職員宿舎の屋根の部材が強風により飛散し、〇〇〇さんが所有する自動車に接触したことにより車両が破損したため、損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

2 の損害賠償の額についてであります。車両の修理等に要する費用の合計 21 万 9,169 円とするものであります。

3 の和解の内容についてであります。当事者は、共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

○名須川晋委員 警察職員宿舎とありますが、いわゆる交番と併設している住宅の機能もある交番ということでしょうか。

○長谷川警務部長 今回の宿舎ですけれども、軽米宿舎につきましては、軽米駐在所の通勤勤務員用として使用している宿舎でございます。

○名須川晋委員 築何年かということと、地域の方は、市や県に対し、駐在所の移転とあわせて早く新築したほうがいいのではないかというような陳情や要請、要望をする場合があるのですけれども、ここについてはどのような状況だったのかお聞かせください。

○長谷川警務部長 まず、築年数のお尋ねでございますけれども、この軽米宿舎につきましては昭和 53 年 3 月に建築、築 45 年でございます。軽米宿舎同様に築年数が 40 年を超え、同様の地上 2 階建てで鉄筋コンクリートづくりの宿舎は 19 棟あると確認しておりまして、現在防水シートの施工の有無を含めて現状について確認作業を行っております。確認の結果、補修が必要な箇所については状況に応じて対応を取っていきたいと考えております。

○名須川晋委員 今回は車だったから、まだいいのでしょうかけれども、人に当たってけがをさせては大変なことです。しっかりとした対応をお願いいたします。以上です。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第95号日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明はありませんが、去る4月18日の当委員会における本請願の審査において、本請願の審査に資する資料の提供についての御意見がありましたことから、当職において沖縄県や環境省のホームページなどから関係資料を収集、整理の上、審査参考資料としてお手元に配付しておりますので、審査に当たり、参考にさせていただければと思います。

それでは、意見交換に移ります。本請願に対して意見はありませんか。

○関根敏伸委員 意思表示も含めてということですか。

○菅野ひろのり委員長 質疑がなければ意見表明へ進んでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑がないようでございますので、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いは、いかがいたしますか。意見表明も含め、御発言をお願いいたします。

○関根敏伸委員 この請願も長いこと継続審査でやってきましたけれども、きょうの委員会である程度の結論を出さなければならぬことになっています。なかなか難しい問題も多く、科学的であまり聞き慣れない物質についての情報も少なかったことから、延び延びで来ていたのですが、委員長の取り計らいの中で参考資料も出てきましたので、ある程度頭を整理した上で、私なりの意見についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、結論から申しますと、採択すべきと考えます。求められているのが、普天間小学校、普天間第二小学校及び緑ヶ丘保育園の上空の飛行を禁止すること。日本政府の責任において土壌調査の実施、PFAS汚染確定箇所の土壌の入れかえを行うこと。そして、普天間の子供たちを取り巻く空、土、水の安全を保障すること。いずれも採択でよろしいのではないかと思います。

まず、1番目の上空の飛行を禁止することについては、いただいた資料の中で、いわゆる騒音規制措置ということで、米軍と日本政府の中で場周経路について、最大限、病院や学校の上空を飛ばないという合意形成はあるようでございますが、資料等によりますと、事実上は、やはり常態化していることがわかると思います。

さまざまな事故も系列的に書かれてありますが、2017年の事故以来、沖縄防衛局は2018年から普天間第二小学校に監視員5名を常駐させている異例の状態だということです。監視カメラを設置し、避難小屋を設置している状況のようでありますけれども、危ない場合は、児童にハンドマイクで避難を呼びかけていたようであります。報道によりますと、例えば2018年の2月から6月に、この避難の呼びかけが527回あり、1日最高23回避難を呼びかけている状況と報道されております。こういったことから見ますと、騒音問題も含め、教育上、そして、安全対策上、甚大な問題であると思っておりますので、やはり採択が妥当であると思っております。

それから、2番目の日本政府の責任において土壌調査の実施、汚染特定箇所の土壌の入れかえを行うことについてであります。PFASの国際統一的な定義がない。あるいは毒性等々については、研究途上で、国際的な結論は出ていないようでありますが、分解されにくく、蓄積性が非常に高いことははっきりと指摘をされているようでありますし、輸入や製造の原則禁止も定められているようであります。

また、環境省では、この物質を要監視項目の物質に位置づけているとのことですし、ストックホルム条約では廃絶、使用制限に追加したとのことであります。

こういった状況等を踏まえますと、確かに基準値、安全上の評価は今後でありますけれども、非常に毒性が高いものと推定し、子供たちの安全を確保する必要があるのだろーと思っております。沖縄県がさまざま調査を実施しているようでありますが、国の責任において全県的な調査に踏み込む。場合によっては、安全性に高い疑問を持っているこの物質、土は、やはり一定程度土壌汚染等の想定をしながら入れかえが必要なのではないかと思います。

その上で、3番目の、まさに空、土、水の安全を保障するということにつながると思っておりますので、3の趣旨は1と2のさまざまな現象を受けての請願内容だと理解しております。

請願の冒頭にもあるとおり、日本全体で解決すべき問題としておりますが、沖縄県の場合、基地が圧倒的に集中しています。さまざまなリスクを沖縄県民が負わされているという現状を日本全体で捉え、地方から声を上げていくべきだろーという趣旨の請願だと思っております。岩手県も地方もしっかりと見ているという意味も込めて、国に意見書を出して、政府として米軍等のさまざまな対応に当たるきっかけとすべきと思っておりますので、採択を主張させていただきます。

○菅野ひろのり委員長 ただいま採択との意見がありました。ほかにありませんか。

○城内よしひこ委員 確認です。今回最後の委員会ということで、冒頭に委員長からお話のありましたが、採択、不採択ともう一つ何かありましたね。

○菅野ひろのり委員長 審議未了、結論を出さないということです。

○城内よしひこ委員 先ほど関根敏伸委員からもありましたが、まだPFASについての見解等が明確に出ていない中であっては、我々としても国に応分の負担を求めるのは難しいと思っておりますので、これはまだ審議できないところであります。

○菅野ひろのり委員長 城内よしひこ委員から、今回結論を出さないという意見が表明されました。

ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、本請願については、結論を出さないとの意見と採択という意見がありますので、まず結論を出さないことについて採決を行います。

本請願は結論を出さないことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立多数であります。よって、本請願は結論を出さないことに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○城内よしひこ委員 自転車ヘルメットの着用状況について、条例をつくった関係もあって、県内の現状と課題についてお伺いします。また、その現状をどのように捉えているのかについてもお伺いしたいと思います。

○吉田交通部長 自転車ヘルメットの着用状況について、県内の現状と課題についてのお尋ねですけれども、まず県内の自転車ヘルメットの着用の現状ですけれども、本年4月1日から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことに伴いまして、本年5月中旬に県警察独自で自転車利用者のヘルメット着用状況調査を行いました。その結果、平均着用率は12.9%でございまして、年代別では中学生以下が98.3%と最も高く、高校生が2.9%と最も低い状況でございました。

次に、課題についてでございますけれども、今回の調査結果からも、通学等で自転車利用の機会が多い高校生のヘルメット着用率向上が課題であると考えております。

○城内よしひこ委員 その高校生に対するアプローチを今後どのように行っていくのか。私も最近街角に立って高校生たちと会うのですけれども、中学生まではヘルメットを着用しているのです。ところが、やはり高校生になった途端にさわやかに髪をさらさらなびかせながら行くものですから、ヘルメットはと言うと、ああなどと言いながら擦れ違うのですけれども、その辺について、今後どのように取り組んでいくのかお知らせください。

○吉田交通部長 高校生の自転車ヘルメットの着用促進対策についてでございますけれども、本年2月に県教育委員会等に対しまして、児童生徒への乗車用ヘルメット着用に向けた指導に関する依頼文書を発出したほか、今回の着用状況調査の結果を踏まえまして、高校生のヘルメット着用率が低いということで、本年6月30日にも自転車の安全利用及びヘルメット着用に向けた指導に関する依頼文書を改めて発出しております。また、5月24日に盛岡市内の高等学校を自転車ヘルメット着用推進模範校として指定するなどして、高校生のヘルメット着用の機運を高めております。

県警察といたしましては、本年4月から自転車ヘルメット着用が努力義務化されたこと、

また、自転車安全条例が施行されたということで、今がまさに自転車ヘルメットの着用の定着を図る絶好の機会と捉えておまして、あらゆる機会を通じて自転車乗車中の頭部保護の重要性及びヘルメット着用による被害軽減効果についてテレビやラジオ等を通じて情報発信するとともに、関係機関、団体、学校、自転車販売店等と連携して、交通安全教育や広報啓発を推進するなどして、児童生徒のみならず、全ての自転車利用者のヘルメット着用促進に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 県はこの件について、条例を所管する立場としてどのように考えていくのかお伺いしたいと思います。

○木村県民安全課長 城内よしひこ委員からお話がありましたとおり、本年4月1日からの自転車のヘルメット着用の努力義務化と同時に、自転車の安全で適正な利用の促進を目的とした県の自転車条例が施行されたところでございます。自転車の安全利用を広く県民に啓発していくためには、このヘルメット着用の努力義務化と県条例の施行をあわせて周知していくことが効果的であると考えますので、県としまして、これまで県政番組での広報ですとか、高校生のヘルメット着用を促進するために、岩手県高等学校PTA連合会の研究協議会におきまして、自転車の安全利用についての説明をしたほか、県内4会場で自転車条例の説明会を県警察本部、それから自転車販売店等と連携して行ってきております。

今後も県警察本部を初め、関係機関、団体と連携した普及啓発を推進しまして、自転車条例とあわせてヘルメット着用の周知をセットで取り組んでいきまして、自転車の安全利用に努めてまいります。

○城内よしひこ委員 もちろん販売店もそうですけれども、そういった関係する方々としてしっかりと連携して、ヘルメットの着用を推進して行ってほしいと思います。万が一事故が起こった際には、結構重篤な事故につながる傾向があるようでありますので、その点についてはしっかりとお願いしたいと思います。

次に、消防団の状況についてであります。消防団員の充足状況、平均年齢、女性団員がいるかどうか、いればどのぐらいの人数かお伺いします。

○田端消防安全課総括課長 消防団の状況でございます。県内の消防団員数は、令和5年4月1日現在の速報値でございますが、1万8,857人でございます。1年前の令和4年と比べまして817人、4.1%の減となっているところでございます。

次に、平均年齢でございますけれども、同じく本年4月1日の速報値でございますが、47.1歳でございます。1年前の令和4年4月1日と比べて0.4歳の上昇となっております。

女性団員でございますけれども、女性消防団員は、同じく本年4月1日の速報値で、県内で501人、消防団員全体の2.6%となっております。令和4年と比較して21人、0.2ポイントの増となっているところでございます。

○城内よしひこ委員 コロナ禍でもあって、なかなか大演習が行われなかったこともありますが、過日宮古市でも大演習があって、多くの子供たちが見に来て勇姿に感動し、大き

くなったら消防団員になりたい、消防士になりたいという声もありました。日ごろ地味に活動しているのですけれども、今後、市民の皆さんにそういう姿が見せられるような場を含めて、若者が参加し、将来、消防団員になれるような環境づくりも行ってほしいと思います。あわせて女性も消防団員として活躍できるような環境であってほしいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○**田端消防安全課総括課長** 消防団員の確保につきましては、やはり減少に歯どめをかけていかなければならないと認識しています。県では、岩手消防団応援の店登録事業の推進ですとか、機能別消防団員制度の導入促進、それから広報媒体等を活用した女性消防団員のPRなど、消防団員の確保や女性団員の加入促進などに取り組んできたところでございます。

県では、市町村の実情に応じまして、こういった増加傾向にある機能別消防団員制度を活用するなど、団員の確保に取り組んでいけるよう必要な助言を行ってまいります。また、今年度は、市町村から消防団員の確保に向けて、市町村単位ではできない全県的な統一の広報活動をやってほしいというお話をいただいたことを受けまして、当初予算で計上しておりましたけれども、消防団員の確保に向けて、先ほど城内よしひこ委員がおっしゃったような消防団活動ですとか、機能別消防団員制度、あるいは女性、若者を含めて、幅広い世代を対象としてSNSやマスメディア等を活用した広報を全県的に展開し、その成果品の媒体については市町村でも活用できるような取り組みを進めてまいりたいと思います。いずれさまざまな機会を通じまして、若者、女性の消防団への理解、あるいは入りたいという機運を高めるよう市町村と取り組んでまいりたいと考えております。

○**城内よしひこ委員** 私の地域も過疎化が進んで、若い方々が消防団員として残る可能性が低くなってきています。そういった中で、難しいとは思いますが、やはり消防団は地域になくてはならない機能であり、地域の安心、安全を守るためには大事だと思います。最近特に多い悪天候等で、九州のほうでも今大雨で大変ですけれども、そういった際にも消防団員の方々は地域のどこにお年寄りや弱者がいるかをよく把握しています。そういった意味も含めて、今後も消防団員になれるような環境づくりを頑張って政策展開してほしいと思いますので、そのことについてお願いをして終わります。

○**工藤大輔委員** まず最初に、LPガスの価格高騰対策費についてお伺いします。これは、4月28日の補正予算で通った事業ですけれども、この事業が進まない要因について、端的にどのように捉えているのかお伺いします。

○**田端消防安全課総括課長** この事業は、一般消費者等に対し値引きを行う小売事業者や工業用ガスとしてLPガスを消費する中小企業者に対して、委託業者を通じて支援金を交付するものでございます。委託業務に係る一般競争入札を5月21日に公告し、25日に入札を行ったものの落札に至らなかったところであり、その後の委託業者の選定にまず時間を要していること。また、5月19日にLPガスの関係団体であります一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会から、小売事業者の負担軽減のため事務手続の簡素化等について要望が



あり、検討を経て値引き方法を見直したところでございます。こういった見直し作業等に時間を要したことで、事業スケジュールにおくれが生じているものと考えております。

○**工藤大輔委員** まず最初に、事業のフレームづくりのところ、実際に事業を実施してもらう小売事業者等のニーズだとか、実際できるかどうかの把握がやはり不十分であったということ指摘させてもらいます。そうでなければ、予算が通ってからやり方についての要望は出てこないはずなのです。私はそれがそもそもの大きい要素であったのではないかと考えております。

そこで、委託事業者が決まらなければ、この事業は進まないわけですが、どのように選定するのか、随意契約に変えるということですが、その内容と決定の見通しについてお伺いします。

○**田端消防安全課総括課長** 一般競争入札での入札が不調になったことを受け、随意契約に移行する方針でございます。現在、類似の業務を受託したことがある団体と業務委託について協議しているところでございます。調整が整い次第、契約事務を進めてまいりたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 何月くらいになる予定ですか。

○**田端消防安全課総括課長** 現在、受託したことがある団体と協議し、調整中でございます。いつという明確なところは申し上げる段階ではございませんけれども、なるべく早くと思っております。割引期間が9月利用分までで、対象の方々への値引を遅くとも10月、11月には実施しなければなりませんので、間に合うように進めてまいりたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 割引を10月、11月までにはということなのですが、本会議では、9月利用分の請求から一括でという答弁があったのですが、そうすると実際に割引されるのは10月とか11月とか年内になってしまう可能性があるということですか。

○**田端消防安全課総括課長** 本会議でも復興防災部長が答弁しましたように、原則として9月利用分の料金から割引するということでございます。そうしますと、一般的には10月の請求で引き去り処理になると考えております。ただ、事業者によっては、請求の処理を1カ月、2カ月置くところもございまして、場合によっては、事務処理上、1カ月ちょっとかかるところも出てくるのではないかと思います。そういうことで、11月までかかるところがあるかもしれないという想定をしております。

○**工藤大輔委員** そうすると、半年分を1回で割引ということで、起因月はどのように設定しているのか。例えば1回というのは、9月利用分で見るとか、それとも各月の利用分を計算して、毎月300円区分、500円区分というのを足し算しながら9月に1回で引くのか。あるいはどこかの月を起因日として、その利用実績に応じて掛ける6カ月分で引こうとしているのか、どちらですか。

○**田端消防安全課総括課長** 事業者によって、あるいは途中で出入りする方々がいらっしゃると原則から外れることはございますけれども、判定月を5月として、5月分の利用量

で判定することを考えております。5月の利用量が例えば4立方メートルの方々につきましては、5立方メートル未満の区分で6カ月間の割引ということで、5立方メートルの区分掛ける6カ月分を9月の請求時点で割り引く処理とする予定でございます。

○**工藤大輔委員** 引っ越し等された場合は、どのように対応されるのですか。

○**田端消防安全課総括課長** 期間途中で出入りするお客様につきましては、期間途中の1カ月なり3カ月なりということでの精算を可能としたいと考えております。先ほど5月の判定月と申し上げましたけれども、例えば6月以降に転入してきた方については、6月なり7月の1カ月間の判定できる月で判定するというように柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会から要望があったのは5月でしたか。その要望に添って一部変更されたのだと思いますが、要望に添わなければ、実施はなかなか厳しいものがあるのではないかと思います。協会とは今回の変更で対応可能だという話をされているのかどうか、その実効性についてお伺いします。

○**田端消防安全課総括課長** 一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会から要望を受けまして、見直し案について協会に説明したところでございます。県の消費者対策として3区分にするという考え方そのものには賛同いただいたと思っておりますけれども、一方で、一部のガス事業者では対応が困難なところもあるのではないかとのお話もいただいたところでございます。県といたしましては、3区分の考え方は統一しつつも、実施段階においてできるだけ事業者の負担が少なくなるようにと考えておりますので、地域の説明会ですとか事業者ごとにどういったやり方で対応していただくのがよいのかということなども個別に相談に応じ、なるべく多くの事業者に参加していただくよう進めてまいりたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 大きな事業者は会計システムを使っているのだと思いますが、その会計システムに沿って対応することを前提としているのか、全て手作業を前提としているのか、どちらですか。

○**田端消防安全課総括課長** 見直しを行ったことによって原則1回で割引が終わるということでございますので、システムの変更を行わず、今工藤大輔委員がおっしゃったような手作業になろうかと思うのですけれども、割引額をシステムの中に入れていくことは可能だということもお聞きしております。事業者によってそれぞれ入れているシステムなどが多少異なったりしていると思いますけれども、できるだけ簡素なやり方でそれぞれ対応していただけるよう相談に応じながらやっていきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 多くの小売事業者は、パーパスというシステムを使っているかと思えますし、そのほかにも恐らく十数個のシステムを使っているところがあると思えます。手作業を想定されるのであれば、協会のほうで今回の実施方法の見直しについてアンケートを取っていますけれども、その内容は把握されていますか。

○**田端消防安全課総括課長** アンケート結果につきまして、協会から詳しい数字等をお聞

きしたものではございませんけれども、前回の数字についてはいただいております、対応が困難だという業者がいらっしゃることは把握しております。

○**工藤大輔委員** 把握されているとのことなので、私もお話ししますが、手作業で算定することについて、対応できるが17.5%、定額であれば対応できるが26.8%、対応できないが55.7%という調査結果が出ていますし、軽減額を手作業で入力することについて、対応できるが32.6%、対応できないが67.4%とのことです。このアンケート結果を見ると、今、県が進めようとしていることについてもかなり難しいのではないかと私は感じますが、これを受けてどのような所感をお持ちですか。

○**田端消防安全課総括課長** 共同のアンケート結果でもございますけれども、定額であってもなかなか難しいというところもかなり多かったようでございます。そういった中で、やはり県としましては、ガスを多く使っている方、あるいはあまり多く使っていない方もそれぞれの負担に応じて値引きしていただくということが、この事業の考え方ということにしておりますので、そういったことに御理解をいただきながら、御協力をお願いしながらやっていきたいと考えております。

○**浅沼復興防災部副部長** 先ほど工藤大輔委員から御紹介いただきましたアンケートでございまして、これをいただいたのが5月末から6月の頭という調査時期でございまして、実を申しますと、見直しを提案させていただいたのはその後でございまして、恐らくこのアンケートについては従前の毎月請求して値引きするやり方の結果であると私どもは理解しております。その後に見直しました現在の一括方式に関しては、まだアンケートということではないのですが、丁寧に説明していかなければならないと思っております。少しは負担が軽減されたなというような御意見もいただいておりますし、幾つか大手の販売者にも出向いてやり方を御説明し、こうやれば解決できるのではないかと提案もさせていただいております。今後、業者が決まれば、地域に出向いて説明会を開催し、なおかつ必要であれば、その場で個別に相談を受けられるような形で相談会を開催するなど、円滑に事業を進められるよう引き続き努力してまいりたいと思っております。

○**工藤大輔委員** 私は、理解しなければいけないのは小売事業者ではなく、県側ではないのかと思うのです。実際にもう7月に入っていますよね。実施対象期間が7、8、9月なのです。そういった中で、今のこの状況ということは、やはりやり方を大幅に変えていかなければならないのではないかと思います。他県では定額制を導入しており、隣県の青森県や秋田県もそうです。例えば、青森県や秋田県の小売事業者が岩手県の方々に卸している場合、3区分であつたらかなり面倒で、そんな対応できないというところが出てくるかもしれない。青森県と秋田県は定額制で、簡素でスムーズにできる事例なども見れば、やはり岩手県も定額制に合わせるという判断が必要なのではないかとも思いますが、いかがですか。

○**田端消防安全課総括課長** 本県の考え方として、物価高騰対策の生活者支援を根幹に考えてございまして、先ほど申し上げたことの繰り返しにはなりますけれども、使用量が多い

世帯、少ない世帯については、値引き額を増減することで物価高騰の影響で生じた県民の負担に応じた支援を行ってまいりたいと考えております。そういった中におきまして、それぞれの事業者の値引きの方向等について個別に相談等に応じながら進めてまいりたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 個別に相談と言いますが、私は協会からも話を聞き、やはり定額制にしてほしいということでした。県に話をしたところ、3区分は譲れないという話だったようですよね。公平性という観点からいけば、やはり広く利用されるのが公平だと思うのです。事業者によってできる、できないが変わって、例えば割引を受けたいのに受けられない世帯が何十%も出てくることは、それこそ公平性がないと思うのです。なので、できるだけ公平性の観点に立つのであれば、やはり定額制が望ましく、小売事業者もやりやすく、スムーズにいくのではないかと思います。しかも、まだ受託先も事務局も決まっていない。この短期間の中でこれから小売事業者に説明して、やり方を理解してもらい、やってもらうという、このタイムスケジュールからいっても、やはり県がやり方を変えることが私は一番望ましいと思います。

最初の3月ぐらいには、定額制の話があったということも聞いたのですが、公平性の観点で定額制からこの3区分制に変わったという話もあり、私が聞いたのが事実かどうか、総務部でも何か把握していましたか。

○**佐藤財政課総括課長** 4月の臨時会で提案する際は、工藤大輔委員御指摘の定額制から3区分に変わったという話は聞いておりませんでした。参考にしたのは当時先行事例が3県ありまして、そこで全部定量制にしているところもありましたし、定額制というところもありましたので、それを勘案して3区分にいたしました。大手や規模の小さいところが本当にできるかというのは我々もちょっと心配していましたが、担当部を通じてですけれども一応確認した上で今回の3区分に決定したものです。

○**工藤大輔委員** 結局我々に説明があったときは、3区分でできるという話だったのです。ただ、あのときも指摘しましたが、私がヒアリングした中にはなかなか対応が厳しいという小売事業者がありましたよという話をした上で、スムーズにやれるのであればということで賛成したつもりです。それが現在においても小売事業者から十分に理解されていないのであれば、やはりここはやり方を変えていくことを求めたいと思います。しっかりと協会や事業者の声を聞いて、県民の物価高騰、原油高騰対策として効果のある施策の一つとなるよう適切にされることを望みたいと思いますので、さらなる検討をよろしくお願ひしたいと思います。

あと最後に1点、通告していたので、一般質問とかぶるところを除いて簡単にお伺ひしたいと思います。巨大地震津波被害の想定減災対策ということで、今市町村との協議、検討が進められていると思いますが、現状と、夏ごろの公表ということですが、どのような形で公表されるのか、その辺をお示してください。

○**戸田防災課総括課長** 津波減災対策に係る市町村との協議の検討の状況についてでござ

ございますけれども、先ほど工藤大輔委員から御指摘いただきましたとおり、県では昨年11月に沿岸12市町村と岩手県地震・津波減災対策検討会議を立ち上げまして、昨年11月29日とことしの3月28日に沿岸市町村の防災所管室課長による検討会議を開催したほか、具体的な検討のため、沿岸市町村の実務担当者である検討部会をこれまで3回開催したところでございます。

これまでの議論の中で、自動車による避難や避難行動要支援者の避難のあり方、それから津波避難ビルの指定など、市町村に共通する課題について具体的な対策の検討を進めているところでございます。今後、検討部会においてさらに議論を進めまして、8月ごろをめどに報告書を取りまとめることとしております。

○工藤大輔委員 報告書は、市町村ごとの形で出てくるのか、全部ひっくるめて出てくるのか。そして、その後実際に減災対策が出てくると思いますが、それはどのように進めるのかお伺いします。

○戸田防災課総括課長 報告書の体裁についてのお伺いでございますけれども、市町村ごとに細かく減災対策を収めたものではなく、沿岸12市町村の共通した課題について、こういった観点に気をつけながら、それぞれ個別の避難対策の計画を立てていきたいと思います。今現在考えております。

○工藤大輔委員 そうすると、年度内のことについては今説明があった形で、あとは具体的に各市町村のほうで減災対策について国や県に要望しながらだとか、あとは独自の対策をこれからも深めていくということよろしいですか。

それと、実際に減災対策を取っていくには、やはり整備が必要になってくると思います。整備等についてはなかなか予算がつきにくいという話がある中で、県では一部補助を出して推進しようということで、この点は評価するところでありますけれども、やはり抜本的な対策が必要なところが出てくると思います。特に被害の大きいところはそのとおりですし、またそういったところでどういう形で負担を軽減し、減災対策を取っていくのかということはまさに必要なことなので、その辺について再度お伺いします。

○戸田防災課総括課長 報告書後の対応ということになりますけれども、先ほど申し上げたとおり、それぞれ地域の事情は違っていたりしますので、基本的には市町村で報告書の内容を踏まえて個別具体の避難対策を検討していただくということになりますけれども、その際に県でもいろいろな支援をしながら、市町村の対策がうまくいくよう取り組んでいきたいと思っています。

また、工藤大輔委員から御指摘がありましたとおり、県では今年度、補助金を設定しまして、後押ししたいと考えておりますので、そういった補助金の活用なども促しながら市町村の対策が進んでいくようにしたいと考えております。

それから、ハードの対策につきましては、これは一番お金がかかるのだと思いますけれども、国の特別措置法の改正で、沿岸市町村が交付金を利用する場合には2分の1から3分の2の補助のかき上げというものがございます。ただ、それでもまだ一部の市町村では

厳しい状況がございますので、さらなる負担の軽減をということで、政府予算要望をしているところもございますので、そういったところもあわせながら引き続き市町村に対して県でも支援をしながら、対策を進めてまいりたいと考えております。

○佐藤復興防災部長 先ほど工藤大輔委員からLPガスの関係で、県のやり方の見直しについてお話をいただきました。確かに業者等の話を聞いても、なかなか現場では難しいというお話を聞いておりますし、委託事業者が決まっていないうちで、実際に事業をやっている小売事業者にも今の段階でまだ詳しい事業説明ができていないという状況がございます。団体からの要望も受け、やり方を見直し、団体のほうにも、できない、できないではなく、どうすればできるようになるのか、県も一緒に汗をかくので、御協力いただきたいというお話をさせていただいております。現段階で3区分というのは、先ほどから答弁申し上げていますとおり、物価高騰対策ということで、使用量に応じて値引きする形にしておりますが、これから業者を決定し、各地域でも説明会を丁寧にやっていきたいと思っております。一応こういう方向で消費者の方にLPガスの価格高騰対策の恩恵が行きわたるよう、引き続き業者の理解をいただきながらたくさん参加していただけるような方策で進めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○工藤大輔委員 今、佐藤復興防災部長から考え方をお伺いしたわけですが、システム会社もそうですし、各小売事業者も今インボイスの対応などで、9月まではもうそれで手いっぱい、例えばシステム改修といっても、実際には9月以降になるというのが実情のようです。なおかつ、事業者からすれば、やはり定額制でやってもらいたいというのが一番大きい声なので、理解しながらというか、他県では定額制でも公平だと思ってやっていて、私も問題ないのではないかと思いますので、いずれ速やかに、最大限にやれる方法をぜひ県のほうで考えていただいて、早期に進めていただくようよろしく願いしたいと思っております。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

当総務委員会は、本日が今任期最後の委員会となりますので、この際一言御挨拶を申し上げます。

まず、各委員の皆様方におかれましては、この2年間、総務委員会の議論を大変熱心にしていただき、感謝を申し上げたいと思っております。総務委員会といたしましては、この議会の二元代表制の一翼を担う議論がなされたと、県勢発展のために寄与されたのではないかと考えています。

また、委員会運営におきましては、まだまだ未熟な委員長ではございましたが、高橋副委員長に支えていただきながら、また各委員の先生方には、委員会の内外におきまして御指導、御助言をいただいたことに感謝を申し上げたいと思っております。そしてまた、執行部の皆様方、議会事務局の皆様方にも丁寧な準備をいただき、委員会運営に努めていただき、

御協力をいただきましたことに感謝を申し上げ、簡単でございますが、御挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。